

林業・木材産業者が活用できる支援（3／3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
小学校休業等対応助成金	<p>【小学校休業等対応助成金】 コロナの影響で臨時休業等した小学校等に 通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して<u>助成</u>（令和2年2月27日から令和3年3月31日まで）</p>	<p>支給額：<u>休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</u> （令和2年2月27日から令和2年3月31日までの有給休暇） ・ 1日当たり助成額上限：8,330円 （令和2年4月1日から令和3年3月31日までの有給休暇） ・ 1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
休業した労働者への支援	<p>【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった労働者に対して支給。 （令和2年4月1日から令和3年2月28日までの休業に適用）</p>	<p>支給額： <u>休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × 休業実績</u></p> <p>1日当たり支給額上限： 11,000円</p>	<p>厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 受付時間（月曜～金曜）8:30～20:00 （土日祝）8:30～17:15</p> <p>もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所に雇用されている場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
地代・家賃の負担を軽減し、事業継続を下支えするための支援	<p>【家賃支援給付金】 テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等で5月～12月において、以下のいずれかに該当する者 ・ <u>いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少</u> ・ <u>連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少</u></p>	<p>給付額は、申請時の直近支払家賃月額に基づき算出される給付月額の6倍（6ヶ月分） 給付率：2/3 給付上限額：法人50万円／月 個人事業者25万円／月 ※（法人）支払家賃月額が75万円／月を超える場合、給付率1/3で最大50万円追加給付 （個人事業者）支払家賃月額が37.5万円を超える場合、給付率1/3で最大25万円追加給付</p>	<p>中小企業庁総務課 TEL：03-3501-1768</p> <p>もっと知りたい</p>